特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第２条及び第４条の農林水産大臣が別に定めて告示する加工品を定める件の一部改正案について

令 和 ８ 年 10 月
水産庁加工流通課

１　現行制度

（１）特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第 79 号。以下「法」という。）第２条第７項において、特定第二種水産動植物は、外国漁船によって違法な採捕が行われるおそれが大きいと認められること等により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものと定義され、具体的には、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和４年農林水産省令第 39 号。以下「規則」という。）第３条各号において、さば、さんま、まいわし及びいかが規定されている。

（２）法第２条第８項は、特定第二種水産動植物及びこれを原材料とする加工品のうち輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものを特定第二種水産動植物等と定義しており、特定第二種水産動植物等は、適法に採捕されたものであることを証する証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならない（法第 31 条）。

（３）法第２条第８項の農林水産省令で定める加工品は、規則第４条において、特定第二種水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産大臣が別に定めて告示するものとされている。

（４）令和３年に開催された水産流通適正化制度検討会において、当該加工品の指定基準は、①特定第二種水産動植物が主な原材料であるもの、②法執行体制その他法施行準備の観点から実行可能であるものとされ、令和４年農林水産省告示第 940 号（以下「告示」という。）第２号において、これに該当するものを、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和 62 年大蔵省告示第 94 号）の輸入統計品目表を用いて規定している。

２　改正の趣旨

（１）これまで、さんま調整品は輸入統計品目表第 1604.19 号の加工調理した魚等に含まれており、統計品目番号が独立していないことを理由に法施行準備の観点から実行不可と判断し、規制の対象外と扱ってきた。

今般、さんま調整品について、輸入統計品目表第 1604.19.030 号を新設させることにより上記の指定基準に該当することとなるため、新たに追加する。

なお、輸入統計品目表第 1604.19.030 号の新設等を行う輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和 62 年６月大蔵省告示第 94 号）の一部改正は、令和８年 10 月 30 日に公布されており、令和９年１月１日に施行予定。

（２）また、告示第２号では、特定第二種水産動植物等の対象となる加工品から、肝臓、卵、舌、頬、頭部又は鰭（以下「肝臓等」という。）を主たる原材料とするものを除く除外規定を置いているが、いかを含む軟体動物については魚類と異なり、いわゆる「いかみみ（鰭）」や「いかわた・いかごろ（肝臓）」などが食用の加工品として個別に輸

入されている実態があることから、法の趣旨に鑑み、いか及びその加工品を当該除外規定の対象から除く。

3　改正の概要

（1）告示第2号の加工品に、輸入統計品目表第1604.19.030号の品名欄に掲げるものを追加する。

（2）肝臓等に係る除外規定の対象を、規則第3条第1号から第3号までに掲げる水産動植物に係るものに改め、輸入統計品目表第0307.43号、第0307.49号及び第1605.54号の品名欄に掲げるものを当該除外規定の対象から除く。

4　施行期日

令和9年7月上旬予定